

商店街の街路灯の省エネ化や撤去などを支援します！



商店街等の団体が実施する街路灯のLED化や撤去事業、設備の補修などを行う場合に、経費の一部を助成します。

事業概要

令和6年4月1日から令和7年2月28日までに交付申請したうえで、令和7年3月31日までに工事が完了し、支払が完了となるもの

※ただし、原則として補助金交付決定前に発注・着手した事業に係る経費は対象外です。

対象事業者

主として中小事業者で組織される商店街団体等

Aタイプ

補助率

1/2

補助上限額

50万円

【対象事業】

商店街が管理している
設備の補修工事費

- ・公共用道路のカラー舗装の補修
- ・まちなか案内看板や花壇の補修
- ・アーケードや休憩所など
- ・花壇

Bタイプ

【対象事業】

街路灯やアーケード照明灯の新設・改修・補修・撤去に要する経費

1団体あたり上限

300万円

街路灯の新設	補助率 1/2	1基当たりの上限 10万円
街路灯の改修 (水銀灯のLED化)	補助率 1/2	1基当たりの上限 10万円
街路灯の改修 (水銀灯のLED化以外)	補助率 1/2	1基当たりの上限 7万円
街路灯の撤去	補助率 1/2	1基当たりの上限 2万円

※AタイプとBタイプを同一年度で申請することはできません

※水銀灯のLED化とそれ以外の改修工事で補助金額が異なります。

※いずれも千円未満切捨て

手続は裏面に記載

令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間で工事を発注・着工する前に、次の書類を提出してください。

① 交付申請書の提出

事前に工事内容等を確認するための申請です。



② 着工～工事完了

工事前や工事中の写真も必ず撮影してください。



③ 実績報告書の提出

実際に申請どおりの工事等が実施されたかを確認します。



④ 請求書の提出

請求書(様式第15号)の提出から1か月以内に補助金を支払います。

交付申請時の提出書類

- 交付申請書兼誓約書 (様式第1号)
- 事業計画書 (様式第2号)
- 収支予算書 (様式第3号)
- 見積書 (原則3社)
総事業費20万円以下の場合
もしくは、撤去事業のみの場合は1社でも可
- 設置位置図
- 補助事業者の概要書
(団体の会則、会員名簿)
- 会員の合意が得られたことを証する資料
(※会議の議事録や会員からの同意書等)
- 道路占用許可証の写し
(撤去の場合は不要)
- 消費税等課税区分届出書 (様式第5号)

実績報告時の提出書類

- 実績報告書 (様式第10号)
- 事業実績書 (様式第11号)
- 収支決算書 (様式第12号)
- 設置位置図
- 領収書
- 写真 (施工前・施工中・施工後)
- 契約書または請負書の写し
- ※総事業費20万円以下の少額工事の場合は不要

注意事項

- ・ 予算額に達した時点で受付は締切ります。
- ・ 事業にあたっては施工前・中・後の写真が必要となりますので、発注事業者には事前にご相談ください。
- ・ 市内事業者に工事発注をすることが条件です。ただし、市内事業者2社を含む3社見積の結果、最低価格となった場合はその限りではありません。
- ・ 道路占用許可等、法令の制限がある場合は、それらに適合していることが条件となります。許可等が必要な場合には、あらかじめ確認してください。
- ・ 要項に反した場合や不正手段により交付決定を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。

申請
窓口

前橋市にぎわい商業課商業振興係 (TEL 027-210-2188)
〒371-0023 前橋市本町2-12-1 前橋プラザ元気21 1F
※郵送や電子メールでも申請できます (事前にご相談ください)